

前にいふ池谷村の者の話に、我れ十四五の時、村うちの娘に機の上手ありて、間屋より名をさして、ちゞみをあつらへられ、いまだ雪のきえのこりたる窓のもとに、機を織てゐたるに、窓の外に立たるをみれば、猿のやうにて、顔赤からず、かしろの毛長くたれて、人よりは、大なるが、さしのぞきけり、此時家内の者はみな山かせぎにいで、むすめ獨りなれば、ことさらに懼れおどろき逃んとすれど、機にかゝりたれば、腰にまきつけたる物ありて、心にまかせずとかくするうちかもの立さりけり、やがてかまどのもとに立、まきりに飯櫃に指して欲きさまなり、娘此異獸の事をかねて聞たるゆゑ、飯を握りて二ツ三ツあたへければ、うれしげに持さりけり、その、ち家に人なき時は、をりく、來りて飯を乞ふゆゑ、後には馴ておそろしとおもはずくはせけり、

〔書言字考節用集五氣形〕山女ヤメメ 野婆ノノバ 事見事要玄 山姑ヤマカ 本草綱目、嶺南有物、一足反踵、手足皆三指、雄曰山文、雌曰山姑。

〔和漢三才圖會四十類惟類〕野女 俗云山媪乎、蓋猩猩之類、

本綱野女、日南國有之、狀白色、徧體無衣、襦黃髮、推髻、裸形、跣足、儼然若一媪也、皆牝無牡、上下山谷、如飛猿、自腰已下有皮、蓋膝、群行覓夫、每遇男子、則必負去、求合、嘗爲健夫所殺、死以手護腰間、剖之得印、寸方、瑩若蒼玉、有文類符篆也、雄鼠印有文、如符篆、治鳥腋下、有鏡印、則野婆之印、篆亦非異。

〔本草綱目譯義五十一〕狴々

附録野女 山ムバ 深山ニ居テ婦人形稀ニハ本邦ニモアルカ、謠ニモ山姥アリ、一種ヲトコモアリト云、山ヲトコト云、狒々ノ條下ニ出タリ、

〔重修本草綱目啓蒙三十五類怪類〕猩猩〇中

附録野女 ヤマウバ、深山ニ有リテ、婦女ノ形ナルモノナリ、廣西通志ニ、力敵數壯夫、喜盜人子女、然性多疑、畏人家、知爲所竊、則移鄰里、大驚不絶口、往往不勝罵者之衆、則挾以還之ト云フ、〔醍醐隨筆上末〕一土佐の國の人、奥山に入て、鹿をとらんとて、鹿笛カノエを吹ぬれば、俄に山なりさはぎ